



第19号
(陽春号)

ゆうりんの家 通信

編集：LLPゆうりんの家
京都市伏見区深草西浦町8-39
TEL(075)643-3239 FAX(075)641-1665
発行日：2008年3月15日
編集者：水谷 隆司
URL：ゆうりんの家 <http://yurin-noie.com/>
ビーオブエス <http://bofs.co.jp/>
メール：tsushin@yurin-noie.com

「障害者自立支援法」が始まって2年が経ちました！！ ちょっと思うこと・・・

一昨年施行された『障害者自立支援法』は、ご本人やご家族また関係機関などから、自立を支援するどころか生活を破壊すると大問題になり、各地で大反対闘争が巻き起こったのは、障害者・そのご家族ならずとも、よくご存知のとおりです。障害者自身がいろんなサービスを選べますというスローガンの間こえは良いが、要は“自分で何とかしろ”ということに他ならない。例えば当時利用者のご家族が「ホームページで業者さんを探さない」と福祉事務所から云われたらしいが、60歳を超えたお母さんが「私はそんなもの使ったことがないし、知的障害のある子と二人なので」という話が私にはまだ記憶に新しい。

発足当時はこのような理不尽な話題が山ほど合った。全ての準備が実施期日に全く間に合わなく、従ってごり押しの結果が世の反発を増幅した。私たち事業者もこのような事態に独自に説明会を開いたりもし、記憶の奥底に刻んでいます。『喉もと過ぎれば、忘れてしまった』では問題の解決にはならない。

新法では障害の度合いに関係なく、受ける福祉サービスが応益負担で原則1割負担になった。障害の重いものほど負担割合も多くなる制度に、障害者やその家族また係わる者全員が猛反対したのもある意味当然の帰結であろう。賃金を得られなくとも、生活の全てにお金がかかるのははたしてどうだろうか。もちろんトイレに行くのも、食事介助でもお金がかかる。“1割くらいだったら払えるだろう”というのはまさに机上の空論。“自立”を実現する為には本来仕事が必要であり、所得を保証する環境が整っていないのに、金銭の負担を求める話が先にくるのは本末転倒だと思うのは私ひとりでしょうか。

厚生労働省の役人や政治家は「財政難の昨今、障害者であっても社会の一員であり、福祉制度の持続の為に1割負担は止むを得ない」という論理だろうが、それがはたして“自立”なのか。この表現がおかしい“自立とは全てを自分ですることを云う”という大学教授もおられる。障害者自立支援法は、お金を際限なく支払う(勿論上限設定はあるのだが)ところから成り立つこと自体が可笑しいと思える。

障害が重い人ほど収入の道が閉ざされている場合が多く、しかもより多くの介助を必要としている訳で、逆に負担を軽くしなければいけないのは分かりきっていること。

当社の利用者でもいろいろなこととお感じの方も多くおられます。

- ある方は車椅子の修理など、補そう具・日常生活用具の給付などにも負担が掛かることになり、以前は簡単に修理できたものも躊躇せざるを得ないこともでてきたと嘆かれています。
- また現在、京都市では運用当初より1/2負担に軽減されているが、昨春よりさらにその1/2となり、現在は1/4負担で利用できるように軽減されているが、この措置も当分の間と云われており、行政の云う当分とは3年程度を意味する言葉であり、こういう不安も障害者自身にはずっしりと重くのしかかっているのです。
- 別の方は、今年2月までは年金だけを所得としてみられていたが、その後月々の僅かな給料も所得と見なされ上限額が倍(6150円)になってしまった。生活をしていく上で、この先も上限額が上げられるのではないかと不安を持たれており、これらは障害者が苦勞して就労すればするほど、個人負担の金額が上がることを意味します。
今回の法律では就労移行支援や就労継続支援事業なども創設され、障害者の働く機会を生み出す制度と行政は期待しているようですが、一生懸命努力してそういう方向に進んでいっても、こういう負担が増えれば、負担をカバーするためにのみ働くという結果に他ならない。矛盾を感じる障害者も多いはず。当社は居宅支援の範疇であるが、通所施設や生活介護などの事業者の大変さも理解できます。
- また制度施行後今となっては運営上大きなトラブルは表面上なくなりましたが、支援費のときと比べて時間数も割り当てが厳しくなり、逆に当初より減らされているため、いっぱいいっぱいの状態とある方は云います。急な用事などヘルパーさんをお願いしたくても時間数の余裕がないとも……
- 生活介護(デイサービス)が時間換算から1日換算となったため、半日だけデイに通った日には実際に移動介護や通院などに行っているにもかかわらずこのサービスを利用できない。休日に病院に行けというのですか？と怒っている方もいます。

(最終面に続く)

私の司法書士さんとの係わりは、前職での各種登記などの申請依頼ばかりだったが、今は「成年後見制度」も重要なお仕事になっているようです。私たちも利用者さんにご依頼されているケースをいくつか存じていますが、結構大変な業務だと間接的に感じています。氏はまた中小企業家同友会で障害者問題員委員会の主要なメンバーでもあり、ここ数年は研修部門のリーダーとして、昨年度は「精神障害者分野をより良く知ろう」と講師をしてくださる方と、いろいろと事前準備などにも奔走されていました。直接の業務分野は違っても、仕事を通して生活上での繋がりは結構あるものですネ。本文の行間からも氏の人柄や業務内容なども読み取って貰えれば……

「成年後見制度」はご本人とヘルパーさんなどとの連携も欠かせませんネ!!

古田真理司法書士事務所

司法書士 古田 真理

はじめまして。司法書士の古田と申します。

「司法書士って何？」という方が多いことでしょう。これまでは不動産や会社の登記が中心の仕事でした。しかし最近、簡易裁判所での裁判やヤミ金との戦い、生活保護の問題等、「街の法律家」として取り組んでいます。社会に貢献する仕事が増えたといえるでしょうか。

そのような仕事のひとつとして、「成年後見」の仕事があります。高齢の方や障害のある方が安心して暮らせるためのお手伝いです。具体的にはお金その他の財産の管理と快適に生活できる環境を整えることをします。

特に注意することが「ご本人の意思の尊重」ということですが、これが結構難しいのです。ついつい「守ってあげなくては」という気持ちが強くなり、ご本人の意思を置き去りにすることがあります。

Aさんは株などにお金をつぎ込んでほとんどの財産をなくしてしまいました。唯一の財産である自宅を売却しアパートに引越したのですが、それでも株などをやめようとしません。どうも騙されているふしがあり、高齢であることも考えると成年後見人による財産管理が必要だと思われそうですが、ご本人は「他人に財産を管理されたくない、自分のお金は自由に使いたい」とおっしゃいます。こういうとき、どのようにAさんを援助すればよいのかとても悩みます。

先日私のした失敗にこんなことがありました。わたしが後見人をしているBさんは、重いつ病です。有料老人ホームで暮らしています。毎月ホームを訪問しますが、このところ少しずつつ病の状態がよくなってきて会話も多くなってきました。「やりたいことはありませんか」とお尋ねしたところ、「息子が尋ねてきたとき、料理を作ってあげられないのが残念。」とのお返事でした。ホームではお食事は出ますが、部屋でも簡単な調理はできるようになっています。「ここには薬缶しかないから」と言われたので、「鍋をかってきましょうか」と返事をした後、料理の苦手な私でも気づきました。「鍋だけだと料理できませんね。包丁とまな板はありますか？お玉とか菜ばしも必要ですね。他に何がいるかな。」と悩んでいると、Bさんは「でも料理しないと思う。」とつぶやかれました。完全に私のフライングでした。実際にまだBさんには調理は無理ですし、矢継ぎ早に質問しこちらのペースで話を進めると混乱されます。分かっているつもりでも、病気や障害や介護といったことに素人の私には接し方が難しいのです。

高齢の方、障害のある方、色々な方に後見人が必要とされています。ご本人さんを悪質商法から守ったり、虐待から守ったり、財産を管理したりすることは司法書士の得意とすることです。しかし、それだけでは後見人の仕事はできません。ケアマネージャーさんやヘルパーさん、ご家族などその方を取り巻く方々との連携は欠かせません。ご本人さんの生活を守るためには、ご本人さんにかかわる色々な人が協力することが必要です。その中でもご本人さんと日常的に接し、その生活とお気持ちを一番知っているのはヘルパーさんだと思います。私たち司法書士が後見のお仕事をするときは是非助けていただきたいです。また、ご本人さんと接する中でご心配なことがあれば、いつでもご連絡下さい。もちろんご本人さんからのご相談も大歓迎です。

世の中の皆が安心して暮らせるために、後見制度は欠かせません。よりよい後見を実現するために皆さんの声を聞かせて下さい。また司法書士をご利用下さい。よろしく願いいたします。



皆さんこんにちはです。3月になって少しずつ温かくなってきました。ホント助かります。こんな言ったら怒られるかもしれませんが、僕の中で毎年1月の終わりから2月の終わりまでは生気が殆ど無く過ごしている感覚で、仕事はしているつもりなんですけど、気分的に・・・なんか、パワーダウン。僕は暑いのは全然問題なく、夏場ガイヘル等してても平気なんですけど、冬場は正直しんどいです。今年は2回(だったと思う)雪降る日の中で活動してたと思います。その内の1回は、夜の活動の帰りに、車で移動してたんですけども、昼間積もった雪がカチカチに凍っていて、反対車線に轍が延びているところを乗り越えてしまい180度回転しました。幸い対抗車両も人も無く、こっちの車も無事でしたが、一緒に乗ってた同僚のヘルパーも僕もしたくない貴重な体験をさせて頂きました。多分、僕のとっさのドライビングテクニックが無ければ車が横転して2人で病院で片足吊りながら寝ていましたね。もうでも今後異常気象が無い限り順調に春を迎える事が出来るでしょう。去年は一旦暖かくなっておいて、急に気温が下がったりしましたけど。気温は10度を下回ったらあかんわホンマ。事務所ですうっとパソコンの天気予報を睨んでましたよ。まあこれからはそんな事を気にせず気合を入れなおして頑張りたいと思います。

(最近の状況) 昨年から慢性的に続いているヘルパースタッフ不足ですが、皆で色々奔走し(僕は殆ど動いてないですけども)、数名の女性スタッフ(登録さんも含む)が加わる事になりました。今号のスタッフ紹介に載っているかどうかはわかりませんが、これから活動やレクリエーション等では皆さんにお世話になると思いますので宜しくお願いします。でもホント良かったですよ。たとえ数時間でも入って貰えると皆の負担を少しでも減らすことができます。しかも20代の若い人達なので今のウチの状況に非常にマッチしています。これまで既存の、特に女性スタッフは実質3名でかなりハードな活動をこなしていました。僕はここではシフトを作っている立場なんですけど、毎週毎週シフト出すのが気の毒で。皆が帰った後にシフトを仕上げてこっそり置いとくんです。後日何か不満が出るかといつも内心ハラハラしてるんですけど、3名共何も言わず頑張って活動を今も進行形でしてくれています(当然僕の知らないところで不満が出ているだろうという想像はしてますが)。勿論3名だけではなく、ウチの事業所のスタッフはヘルパーから事務も含めて皆にはスケジュールに対してすごく柔軟に対応してもらっています。知ってはる方もいると思いますが、通常(と言っていいのかどうか)事業所のシステムって何人かの常勤スタッフがいて、活動に関しては殆ど登録ヘルパーさんが支援しているスタイルですが、この事業所は逆に常勤スタッフが大半なんです。どちらもメリット・デメリットがありますが、ここでは事務所に必ずスタッフが常駐しているので、普段の活動の状況から何から様々な情報をスムーズにつかめています。それと、ヘルパー活動予定と介護タクシーの定期予定(飛び込みの予定は除く)の両方を載せたシフト表を作って皆に渡しているのも情報の共有が出来、双方の急な変更にも極力対応することが可能です。あと、全員が活動だけでなく個々で利用者さん・関連業者等と協議して色々な事を決めているので、皆が主になり、やりがいを持って仕事をしていると思います。当然至らない点があるのもわかっていますが、常に考えて行動するって事が大事ですね。しかしこういう動きをしても人員的な限界があり、まだまだ利用者さんの要望に対応出来ていない部分がいっぱいあります。実際支援の依頼もあちこちから聞いていて、なかなかお受けするタイミングが合わず申し訳ないです。今後は先に書いた新しいメンバーも含めて、今まで以上に支援内容を充実していければ、皆さんが望んでいる事に応えていくことが出来るんじゃないかと思っています。

このコーナーで取り上げてほしい内容などありましたら … fujiki@bofs.co.jpまで

ちょこっとバリアフリー情報 ～春の日射しを浴びながらお花見も良いですよネ～

もうすぐ桜の季節がやってきますね。今年の冬は寒さが厳しく桜も震えていたとか?でも最新の開花予想では平年並みの3月29日頃の様ですね。今回は編集部オススメのお花見スポットを紹介します。

散歩にオススメ!

淀川河川公園背割堤地区

【アクセス】京阪「八幡市駅」徒歩10分(八幡市駅にバリアフリー設備がないため、事前に中書島駅 TEL:601-0549へ連絡してください)

木津川と宇治川を分ける背割堤は、国営公園になっていて芝生の広場や展望所などもあります。約250本のソメイヨシノによる桜の並木道は圧巻で約1.4kmにわたって続きます。

ライトアップがオススメ!

元離宮 二条城

【アクセス】地下鉄東西線「二条城前駅」下車すぐ

大政奉還の舞台として有名な二条城。二の丸御殿は国宝、二の丸庭園は特別名勝に指定されています。城内にはソメイヨシノやヤマザクラなど約380本の桜があり、3月25日(火)～31日(月)まではライトアップが行われています。

ドライブのついでに散歩にオススメ!

銀閣寺道～銀閣寺～哲学の道

【アクセス】市バス5・17・32・203・204系統「銀閣寺道」下車すぐ

銀閣寺道から川沿いに歩く遊歩道の桜は見ごたえ十分。銀閣寺に行くも好し、橋本関雪記念館:白沙村荘の庭園に立ち寄るのもオツなもの?足を伸ばせば哲学の道。静かで落ち着いてゆっくりと桜のトンネルを満喫していただけます。

・自立支援法以前からの制度ではあるが、身体介護と重度訪問介護(当時は日常生活支援)は同一事業所を利用できないなど、よく子供のことを分かって貰ってるのに何で? ご家族が訝しく思われているのも事実です。

障害者分野の事業者に関して京都市居宅介護等事業連絡協議会という組織がありますが、ここの定例会には実に様々な矛盾に対する、事業所からの真剣な声が多く寄せられています。改善してほしい問題・直接ケアとは関係ないものなるほどと思う交通政策上の問題まで多種多様な声があります。そのなかでもやはり事業所の経営にかかわる問題が大きな影を落としています。ヘルパー不足でケアがままならないと簡単に云いますが、ヘルパーが集まらない根本原因にメスを入れない限り、現在各事業所で働く多くの優秀な人たちはばかりでも、支えるには限界があります。

障害者自立支援は、3年で見直すと明記されており、平成21年度がその期日です。現在、見直しの方向として、発達障害など障害者の範囲についても検討されていますが、何にも増して ①利用者負担のあり方の検討であり、負担上限額の問題や負担分を支払った後の施設や在宅の方の手元資金のバランスの調整、障害福祉サービスの利用者負担に合算額に上限を設けるなど、負担の仕方の微調整に終始している状況です。 ②事業者の経営基盤の強化も謳われていますが、あまりにも差の激しい施設系が中心であり、在宅事業者には非常に厳しい。「福祉人材確保指針を踏まえた取り組みを促進」をするというに留まっている状況では、果たして良い結果がでるのでしょうか?

わが社の田村会長(兼ゆうりんの家理事長)は常々次のように云います。「障害者自身も制度に甘えているだけではない。自分の生きがいをしっかり持つことが大切。それこそが障害はあっても人間らしく生きることであり、それを自らも模索していく必要があると……そのなかで不合理なこと・理不尽なことには、全員で大きな声をあげる必要があります」

障害福祉サービス等 指定居宅支援事業所

有限会社ビーオブエス 代表取締役社長 塩谷 隆 好

MIZUTANI の Mesen - パート9 -

今までこの誌面を頂戴し、「車椅子障害者の目線」から私の個人的な思いを勝手気ままに綴ってすでに9回が経過。スイス旅行記なども織り込みながら、初詣の難しさ・インターネットのこと・選挙に行こう・などなど思いつくまま綴ってきました。読んでいただきありがとうございます。

「私の目線」の役目もほぼ終了した?と思いきや、簡単には終わらせてくれないのがこの事務所。某編集スタッフのニマリとした笑顔を見て、何となく良くない予感があったものの、今後は個人が思う障害者の分野だけでなく、もっと大きな視野で取り組みとの「指令」が…ほら、やっぱり! これを通信では『水谷の視点』と勝手に命名までしているらしい。

「そんなん…もう~」 「この事務所は、逆らってもそれを喜んで受け流す妙なしきたり・妙な編集助手がいるのです」

「はいはい わかりました」 「“はい”は1回やで~」

「その素直さが編集長の宝なんです」

「……でしょう。本当に懲りない面々です。我が編集スタッフは……」

ということで「MIZUTANIのMesen」は「MIZUTANIのShiten」として再スタートすることになりました。今回は、長くなるので書き始めは次回以降にさせてくださいネ! ただこんな項目にしたいなと思っているのですが……

- ・ 障害者自身から見た自立支援法の建前と矛盾点
- ・ 障害者の就労について 福祉就労と一般就労の違い —その1—
- ・ 民間企業での就労上の問題点 —その2—
- ・ 肢体障害者その他の障害の日常生活上の違いなど
- ・ 障害者を取り巻く医療現場(自立支援医療など) など

「こういうテーマで皆さんとともに考えていけたら良いナァ!!」って

「ちょっとハードルが高すぎない??」 「はい! 私もそう思うのですが編集スタッフがねえ…… ま、がんばります!!」

ただし順番は任せてくださいね。こちらにも心の準備(?)いや、段取りというものがありますので……

でも、次回は「障害者自身から見た自立支援法の建前と矛盾点」をテーマに取り上げる予定にしています。

各種ご協賛賜り

ありがとうございます

賛助会費

- ・ 千幸様

ゆうりんの家の運営は、多くの方々のご支援ご協力により成り立っています。

編集後記

・寒さ厳しい冬も終わり、いよいよ春到来! 春は出会いと別れの季節。次号では新しいスタッフを紹介したい! お楽しみに? 私も楽しみです!!

・ゆうりんの家のホームページは現在リニューアルに向け制作中! 通信もネットから読んでいただけます(今でも可能です)。この通信がお手元に届くまでに完了したいとは思っても厳しいかな……

・もうすぐお花見レク。皆さんとの再会も楽しみ(T.M)

・この年になると、冬の寒さが身に沁みます。大嫌い!! でもいよいよ私の季節到来。暖かくなったこの時期は“桜”ですネ。京都では社寺仏閣どこにでもマッチするのがこの“桜”。最近では昼間だけでなく、ライトアップも違った趣を醸し出します。

・そんな桜とは対照的に未だ暖かにならない・なりづらいのが「障害者自立支援法」。でも良いお付き合いをしていかないとネ。(T.S)